

企画競争実施結果の公表について

令和 5 年 3 月 6 日
北海道開発局函館開発建設部

- 1 件 名：函館開発建設部管内 降雨予測情報外提供
- 2 決定日：令和 5 年 3 月 2 日
なお、下記の結果は上記業務について企画競争を実施した限定的な結果であり、この結果をもって企業としての一般的な能力を示すものではない。
- 3 特定企業等
企業等名：一般財団法人日本気象協会 北海道支社
住 所：北海道札幌市中央区北 4 条西 2 3 丁目 1 番 1 8 号
代 表 者：支社長 川上 俊一
- 4 応募企業等

応 募 企 業 名	評価得点合計
一般財団法人日本気象協会 北海道支社	1 2 0

評価項目	評 価 の 着 目 点			評価のウエート	(一財)日本気象協会北海道支社	
			判 断 基 準			
企業の経験及び能力	専門技術力	成果の確実性	過去 1 0 年間の同種又は類似業務の実績	下記の順位で評価する ①同種業務の実務経験が平成 2 5 年度以降に 5 件以上ある。 ②同種業務の実務経験が平成 2 5 年度以降 1 件以上ある。 なお、上記以外の場合は特定しない。	①10 ② 0	10
			再委託の概要	再委託がない場合は優位に評価する。なお、下記に該当する場合は特定しない。 ①再委託の内容が主たる部分の場合。 ②再委託の理由が記載されていない場合又は不明確な場合。	10	
業務執行体制	業務執行体制	実施体制	情報収集機器の概要	気象庁の発表する各種情報を直接受信できる機器及び機器を保有している。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5	5
			情報提供機器の概要	情報提供を行うための機器を保有している。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5	5
			技術者資格及びその専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術管理部門又は建設部門、応用理学部門に限る。）資格を有するとともに気象予報士の資格を有する者。 ②R C C M（河川・砂防及び海岸・海洋部門、道路部門に限る。）資格を有するとともに気象予報士の資格を有する者。 ③気象予報士の資格を有する者。 なお、上記以外の場合は特定しない。	①10 ② 5 ③ 3	10
専門技術力	過去 1 0 年間の同種業務の実績	下記の順位で評価する ①同種業務の実務経験が平成 2 5 年度以降に 5 件以上ある。 ②同種業務の実務経験が平成 2 5 年度以降 1 件以上ある。 なお、上記以外の場合は特定しない。	① 5 ② 0	5		

	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該開発建設部・周辺での業務実績	下記の順位で評価する ①函館開発建設部管内における業務実績がある。 ②北海道開発局管内における業務実績がある。 なお、上記以外の場合は加点しない。	① 5 ② 3	5
予定業務担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容と人数	下記の順位で評価する。なお、担当技術者は気象予報士の資格を有していること。 ①気象予報士の資格を有している者が6名以上。 ②気象予報士の資格を有している者が3名以上。 なお、上記以外の場合は特定しない	① 3 ② 1	3
				①担当技術者の1名以上が、技術士（総合技術管理部門又は建設部門、応用理学部門に限る。）資格を有するとともに気象予報士の資格を有している。 ②担当技術者1名以上が、RCCM（河川・砂防及び海岸・海洋部門、道路部門に限る。）資格を有するとともに気象予報士の資格を有している。	① 2 ② 1	
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種業務の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実務経験が平成25年度以降に5件以上ある。 ②同種業務の実務経験が平成25年度以降1件以上ある。 なお、上記以外の場合は特定しない。	① 3 ② 0	3
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該開発建設部・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①函館開発建設部管内における業務実績がある。 ②北海道開発局管内における業務実績がある。 尚、上記以外の場合は加点しない。	① 2 ② 0	2
業務実施方針及び手法	業務の理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	10	
	実施手順		実施体制（予報資料の収集、解析、提供）予報作業フロー、緊急体制時の体制について正確で信頼性が高い場合に優位に評価する。	10	10	
特定テーマに対する技術提案	的 確 性	本業務を的確に実施するための専門技術力の活用と整合性の高い場合に優位に評価する。		10	8	
		必要な着眼点・問題点・解決方法等が網羅されている場合、優位に評価する。		10	10	
	実 現 性	提案内容に説得力がある場合、優位に評価する。		10	8	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合、優位に評価する。		10	10	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定等		下記の順位で評価する。 ①プラチナえるぼし認定 ②えるぼし認定：3段階目取得 ③えるぼし認定：2段階目取得 ④えるぼし認定：1段階目取得 ⑤一般事業主行動計画策定・届出	5	最大5	4
	次世代法に基づく認定		下記の順位で評価する。 ①プラチナくるみん認定 ②くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準） ③くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ④トライくるみん認定 ⑤くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）	4		2
	若者雇用促進法に基づく認定		ユースエール認定取得	4		0
合 計				125	120	